

津島市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）による契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により行う低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設工事のうち土木工事、建築工事、管工事、電気工事、舗装工事及び機械器具設置工事をいう。
- (2) 低入札価格調査制度 入札等により建設工事の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものをいう。
- (3) 最低制限価格制度 入札等により建設工事の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものをいう。

(適用)

第3条 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度は、設計金額が低入札価格調査制度にあつては1億円以上の、最低制限価格制度にあつては300万円以上1億円未満の建設工事のうち、津島市入札指名業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）又は契約担当課長が適当と認めるものについて適用する。

(低入札調査基準価格及び最低制限価格)

第4条 低入札価格調査制度における低入札調査基準価格は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの割合を乗じて得た額の範囲内で定める。

2 最低制限価格制度における最低制限価格は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2

までの割合を乗じて得た額の範囲内で定める。

(通知)

第5条 第3条の規定により低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用することとした工事については、その旨を明示して、入札等に参加するすべての者に通知するものとする。

(低入札価格調査制度を適用する入札等)

第6条 低入札価格調査制度を適用する入札等において、低入札調査基準価格未満の価格で申込みをした者があったときは、当該入札等を中止し、当該申込みをした者にその内訳書を提出させた上で、調査及び聴取りを行い、審査委員会に付するものとする。

2 審査委員会が前項の申込みを適正であると認めたときは、当該入札等に参加したすべての者にその旨を通知するとともに、当該入札において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 審査会が第1項の申込みが適正でないことを認めたときは、当該申込みをした者を除き、低入札調査基準価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格制度を適用する入札等)

第7条 最低制限価格制度を適用する入札等において、最低制限価格未満の価格で申込みをした者があったときは、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格制度を適用する入札等において、最低制限価格未満の価格で申込みをした者があった場合で、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者がいないときは、最低制限価格未満の申込みをした者を除き、再度入札等を行うものとする。

3 最低制限価格制度を適用する入札等において、当該入札等に参加する全ての者が最低制限価格未満の価格で申込みをしたときは、当該入札等を不調とする。

(申込者の保護)

第8条 第6条の規定により低入札調査基準価格未満の額で申込みをした者及び前条の規定により最低制限価格未満の価格で申込みをした者は、当該申込みに係る入札等に限り落札する資格を失うものとし、他の不利益を被ることはないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。